



平成 21 年 5 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 宮入バルブ製作所
代表者 代表取締役社長 高井 洋
(コード番号 6495 東証第 2 部)
問合せ先 取締役総務部長 佐野 邦男
(TEL 03-3535-5575)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 21 年 5 月 20 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正がありましたのでお知らせいたします。

【訂正箇所】

1. 訂正理由

- ①訂正前の変更案第 7 条（单元未満株式の売渡請求）を削除するのが正しく、これに伴い以降各条文が繰り上がります。
- ②訂正前の変更案第 9 条（株主名簿管理人）の条文は新設と表示いたしましたが、誤謬であり訂正いたします。

2. 訂正の内容

訂正内容は、以下のとおりであります。なお、訂正箇所には網掛けを表示しております。

(訂正前)

現行定款	変更案
(新設)	(单元未満株式の売渡請求) 第 7 条 当社の单元株式数に満たない株式（以下「单元未満株式」という。）を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(基準日) 第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第 8 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

<p>② (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 ②～④ (条文省略)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② (条文省略)</p>	<p>② (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>新設</u></p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第9条より移設 第10条 (現行通り)</p> <p>附 則 ⇒ 1年間の有効期限を追記、経過後直ちに削除</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成 および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿 管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法) 第18条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。 ②～④ (現行通り)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② (現行通り)</p>
--	--

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行通り)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 (現行通り)</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>第 11 条～第 17 条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 (現行通り)</p> <p>第 10 条～第 16 条 (現行通り)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>②～④ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第 20 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、5 名以内とする。</p> <p>②～④ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (現行通り)</p> <p>第 19 条～第 43 条 (現行通り)</p>

以 上